

各位

～入院時食事療養費および入院時生活療養の負担額変更のお知らせ～

国の健康保険法等の規定に基づき、令和7年4月より入院中の食事代の自己負担金額が下記のとおり変更となります。

| 入院時食事療養費及び入院時生活療養費の 食事代（入院中の食事代） | | 1食あたりの負担額 | |
|-------------------------------------|-------------------------------|-----------|------------|
| | | 3月31日まで | 4月1日以降 |
| 一般（住民税課税世帯） | | 490円 | 510円 |
| 難病患者の方（住民税非課税世帯を除く） | | 280円 | 300円 |
| 住民税非課税世帯 | 過去12カ月で90日までの 入院日数 | 230円 | 240円 |
| 低所得者Ⅱ | 過去12カ月で90日を超える 入院日数（長期該当）※ | 180円 | 190円 |
| 低所得者Ⅰ | | 110円 | 110円（変更なし） |

*生活療養標準負担額は、表の金額に1日につき、370円が加算されます（変更なし）。

※長期該当の減額の適用を受けるためには、加入されている健康保険の保険者への申請が必要です。

2025年3月28日

医事課